

市第125号議案 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正

1 提案理由

戸塚区舞岡地区で整備中の新墓園について、令和9年4月の開園に向けて納骨施設の利用者募集及び墓園の管理運営に必要な事項を条例に規定するため、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 墓園名称

「舞岡しぜん墓園」とします。

(2) 納骨施設の使用期間、使用料、管理料の額

納骨施設種別	使用期間	使用料	管理料	(参考)整備数
芝生型納骨施設	永年	980,000 円	11,000 円/年	(6,000 区画)
	30 年	490,000 円		
合葬式納骨施設				
① 樹木型	永年	220,000 円	66,000 円/一括	(1,500 体)
② 樹林型	永年	100,000 円		(1,500 体)
③ 慰霊碑型 (骨壺)	30 年 (30 年後合同墓)	140,000 円		(7,000 体)
④ 慰霊碑型 (粉骨)	30 年 (30 年後合同墓)	90,000 円		(10,000 体)

(3) 駐車場利用料金の額

利用料金	(参考)台数
30 分毎に 100 円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める	(301 台)

(4) 施設の維持管理及び運営

指定管理者制度を導入します。

(5) 附則

ア 施行期日

規則で定める日とします。ただし、舞岡しぜん墓園を開園するために必要な行為は、この条例の施行前にも行うことができるものとします。

イ 横浜市墓地運営等基金条例の一部改正

条例第1条に規定されている名称を「横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地」から「舞岡しぜん墓園」に変更します。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年9月	・「令和8年第3回市会定例会」に指定管理者の指定議案を提出 ・第1回使用者募集（10年程度かけて募集予定）
令和9年4月	・「舞岡しぜん墓園」の開園 ・指定管理者による管理運営開始